

題目：集団場面における協力：他者間での合意と罰

氏名：波多野礼佳

指導教官：山岸俊男

非協力者に対する罰は、人々の協力を維持するための「二次の協力行動」であると考えられている。しかし一方で、非協力者に対して罰を行う人物は必ずしも良く評価されないことが示されてきた(e.g. Horita and Yamagishi, 2009)。他者から罰行動が悪く評価される可能性があるならば、人々が二次の協力としての罰を実行することは難しいのではないだろうか。しかし正当化された罰行動ならば、他者から公正な行動として認識される(Barclay, 2006)。つまり罰行動が正当化されるならば、人々は他者からの評価を恐れず罰行動をとることが出来るのではないかと考えられる。

本研究では、罰の正当化の手段としてグループでの合意に着目した。グループ内で非協力者を罰する合意を形成することで、罰は正当化されると考える。本研究では合意の形成によって罰行動を行うことに対する他者からの悪評への懸念が減少し、二次の協力行動としての罰が促されるとの仮説を立て、このことを実験的に検証した。

参加者は罰つきの社会的ジレンマゲームを行った。ゲーム内では非協力者が1名現れるようになっていた。合意の形成として「意見調査」として各メンバーを評価する場面を設け、非協力者に「お金を差し引くべき」という評価が集中する結果を参加者に表示した。その後参加者は非協力者に罰を与えるかを決めた。

実験の結果、合意あり条件では罰行動を行うことによって他者から悪評を受けることに対する懸念が減少した。しかし、非協力者を罰する頻度に条件間で有意な差は見られなかった。そこで、罰行動に効果を有した変数を事後質問から検討した結果、公正感や非協力者を許せないという態度、非協力者を罰したいと考えた程度、非協力者一般に対する怒りが罰と強い相関を示していた。これらの相関は特に合意あり条件のみで見られ、合意あり条件では罰の動機を強く持っていた人物ほど、より強く罰を行っていたことが示された。また、非協力者を罰する強い動機を有していたと考えられる者を対象とした分析の結果、パターンとして合意あり条件では合意なし条件よりも罰行為者が多く、罰行使額も高いことが確認された。

本研究では参加者数が少なく仮説を十分に検討できていないが、以上から罰の動機を持つ協力者の罰行動に合意が効果を持つ可能性が示唆された。